

看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

◎わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	ケアステーション るびなす
法 人 名	株式会社ルピナス新潟
所 在 地	新潟市中央区高志 2 丁目 2 0 - 1 0
市指定年月日	平成 2 5 年 2 月 1 日 【 新潟市 第 1590101059 号 】
登録定員	2 5 名
電話番号	0 2 5 - 2 5 7 - 7 1 4 1
代表者名	斎藤 忠雄
管理者名	吉井 頼子

施設の概要

介護保険法で定められた施設	食堂、談話コーナー、厨房、宿泊室、浴室
その他の施設	事務室、相談室、脱衣室、トイレ、洗濯室、
その他 主な設備・備品	特殊浴槽、個別浴槽、一般浴槽、ベッド、車椅子、 テーブル、イス、テレビ、送迎車両、その他

事業実施地域

通常の実施地域	新潟市中央区、東区、江南区
---------	---------------

営業日及び営業時間

営業日	3 6 5 日		
営業時間	通いサービス	午前 9 時 3 0 分～午後 4 時 0 0 分	
	宿泊サービス	午後 4 時 0 0 分～午前 9 時 3 0 分	
	訪問サービス	随時	

職員の配置状況

職 種	常 勤		非常勤		合 計	資 格
	専従	兼務	専従	兼務		
1.管理者		1 名			1 名	介護福祉士
2.計画作成担当者		1 名			1 名	介護支援専門員・介護福祉士
3.看護職員	5 名		4 名		9 名	看護師免許等
4.介護職員	8 名	2 名	4 名	1 名	15 名	介護福祉士等

1. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、看護小規模多機能型居宅介護です。

当事業所において、日常生活の世話、機能訓練、食事や入浴の提供などを行うことにより、心身機能の維持を行うサービスです。

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

看護小規模多機能型居宅介護

入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとします。

- ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとします。
- ・サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び看護小規模多機能型居宅介護計画書に基づき適切な看護技術をもってこれを行うものとします。
- ・利用者の心身の状況を把握し、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとします。
- ・職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとします。
- ・サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- ・自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

2. 利用者負担金

サービスを利用するにあたって、あなたにご負担していただく料金は次のとおりです。

なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

【看護小規模多機能型居宅介護】介護保険自己負担割合 1割の場合

★＜基本料金＞（1ヶ月につき）令和6年4月1日より

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	126,585	177,110	248,971	282,380	319,419
介護保険給付額	113,926	159,399	224,074	254,142	287,477
自己負担額	12,659	17,711	24,897	28,238	31,942

ア 初期加算

看護小規模多機能型居宅介護に登録してから起算して 30 日以内の期間については、初期加算として下記の料金をご負担いただきます。

初期加算料金（30 日まで）	305 円（1 日あたり）
介護保険給付額	275 円（1 日あたり）
自己負担額	30 円（1 日あたり）

イ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算料金	6,508 円（1 月あたり）
介護保険給付額	5,858 円（1 月あたり）
自己負担額	650 円（1 月あたり）

ウ 認知症加算

	認知症加算（Ⅲ）	認知症加算（Ⅳ）
認知症加算料金	7,729 円（1 月あたり）	4,678 円（1 月あたり）
介護保険給付額	6,956 円（1 月あたり）	4,210 円（1 月あたり）
自己負担額	773 円（1 月あたり）	468 円（1 月あたり）

エ 退院時共同指導加算

退院時共同指導加算料金	6,102 円（1 回）
介護保険給付額	5,492 円（1 回）
自己負担額	610 円（1 回）

オ 総合マネジメント体制強化加算（※支給限度額管理の対象外）

総合マネジメント体制強化加算	12,204 円（1 月あたり）
介護保険給付額	10,984 円（1 月あたり）
自己負担額	1,220 円（1 月あたり）

カ 訪問体制強化加算（※支給限度額管理の対象外）

訪問体制強化加算	10,170 円（1 月あたり）
介護保険給付額	9,153 円（1 月あたり）
自己負担額	1,017 円（1 月あたり）

キ 緊急時訪問看護加算（※支給限度額管理の対象外）

緊急時訪問看護加算料金	7,871 円（1 月あたり）
介護保険給付額	7,084 円（1 月あたり）
自己負担額	787 円（1 月あたり）

ク 特別管理加算（※支給限度額管理の対象外）

	特別管理加算（Ⅰ）	特別管理加算（Ⅱ）
特別管理加算料金	5,085 円（1 月あたり）	2,542 円（1 月あたり）
介護保険給付額	4,577 円（1 月あたり）	2,288 円（1 月あたり）
自己負担額	508 円（1 月あたり）	254 円（1 月あたり）

ケ ターミナルケア加算（※支給限度額管理の対象外）

ターミナルケア加算料金	25,425 円（死亡月）
介護保険給付額	22,883 円（死亡月）
自己負担額	2,542 円（死亡月）

コ 介護職員等処遇改善加算（※支給限度額管理の対象外）

基本料金に加算料金を加え、1000 分の 149 を乗じた金額。

◆ 下記の実費については、別途ご負担いただきます。

- ・ 食費 朝食 470 円、昼食 690 円、夕食 580 円
- ・ 宿泊費 1 泊 2,300 円
- ・ おむつ代 実費
- ・ 提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用 実費
- ・ 電気代 テレビ 1 台（1 ヶ月につき） 2,000 円
- ・ 理髪代 実費

自己負担の利用料金のお支払方法

次のいずれかの方法によりお支払ください。

- ①月単位での一括現金払・・・毎月 15 日迄に前月分を請求いたしますので、当月末日迄に現金で一括お支払いいただく方法です。
- ②月単位での一括振込払・・・毎月 15 日迄に前月分を請求いたしますので、当月末日迄に下記の口座にお振込いただく方法です。（お振込先は請求書に記載）
- ③月単位での口座引落とし・・・毎月末日に前月分を指定の金融機関の口座から引き落とします。

○利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

- ② 利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申出をされた場合、取消料として予定された食費相当額をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3. 個人情報の使用に係る同意

利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲で利用しますが、その同意については、本契約締結をもって同意したものとします。

(1) 使用する目的

- ① 利用者に関わる居宅サービス計画当事業所を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員と居宅サービス計画等に位置づけられたサービス事業者、主治医、保険者との連絡調整において必要になった場合

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあつては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと

4. サービス利用にあたっての留意事項

項目	留意事項
1. 送迎時間	道路事情、天候等により、予定時間を前後する場合があります。
2. 体調確認	利用時に健康チェックを行います。居宅においての体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
3. 体調不良による利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
4. 設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
5. 勧誘活動	施設内での当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）を行うことはできません。

5. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

- ① 窓口設置場所 新潟市中央区高志 2 丁目 20 番 10 号
「ケアステーションるびなす」 事務室
電話番号 025-257-7141（相談、苦情処理専用番号）
- ② 窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- ③ 対応担当者 管理者／吉井 頼子
- ④ その他 午後 5 時 30 分以降についても対応します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新潟市役所介護保険課	電話 025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	電話 025-285-3022

6. 事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、新潟市、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 看護小規模多機能型居宅介護は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

上記契約書の各項に基づき、看護小規模多機能型居宅介護に関する契約を締結します。

上記契約を証明するために、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつを保管します。

あわせて、ケアステーションるぴなすを利用するにあたり、看護小規模多機能型居宅介護契約書第1条から第12条の各条項と重要事項説明書の内容について、並びに契約書第11条に基づく個人情報の利用提供について、担当者によって説明を受け、十分に理解した上で同意します。